揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）試験のご案内

**揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）試験**

**一般社団法人 日本海事検定協会**

 **理化学分析センター**

ご依頼の前に申込方法の概要についてご説明いたします。

（文末に各油種に関して試験項目・料金の概要を添付してありますのでご利用ください）

また，お申し込みの際には**書類を作成される前に**以下の連絡先にご相談下さい。

理化学分析センター 有機チーム 電話：045-772-1522（横浜）

大阪理化学分析センター 有機チーム 電話：06-3312-1777（大阪）

 石狩事務所 電話：0133-60-2900（石狩）

理化学分析センター 苫小牧分室 電話：0144-32-5445（苫小牧）

**１． お申込み手順**

以下にお申し込みの手順を記載致します。

**１-１**分析委託約款をご一読後，ご了承下されば分析申込書に必要事項をご記入のうえ，試 料に添えてご送付下さい。

**１-２**委託契約を締結する場合は、契約書＊（４種類のうちいずれか）２通も合わせてご送付ください。各々必要事項をご記入頂き，押印のうえ，一通に200円の収入印紙を貼付して下さい。

**１-３**契約書・申込書・試料が受領されました旨，ご依頼者へこちらから連絡を致します。

**１-４**契約書へ押印のうえ，こちらより１通をご依頼者へご返送致します。（委託契約書を締 結する場合）

**１-５**分析終了後，分析証明書と請求書をご送付致します。

* 契約書には理化学分析センター用，大阪理化学分析センター用，北海道支所用，

北海道支所 苫小牧分室用の４種類があります。

**２． 書式一覧**

以下は書式一覧です。

 **２-１**分析委託約款

**２-２** 分析委託契約書（理化学分析センター／大阪理化学分析センター／北海道支所／

北海道支所苫小牧分室，４種類）（委託契約書を締結する場合）

**２-３**分析委託申込書（揮発油用／軽油用（FAME非混合・混合共通）／灯油用／重油用，４種類）

**２-４**委託契約変更書

**２-５**委託契約解約書

**２-６**料金表

様式５

**揮発油等の品質の確保等に係る分析委託に関する**

**分析委託約款**

第１条 （目的）

この分析委託約款（以下「約款」という。）は，揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号，以下「法」という。）に基づき，一般社団法人 日本海事検定協会（以下「協会」という。）が揮発油，灯油，軽油及び重油（以下「揮発油等」という。）の生産業者，輸入業者，加工業者及びそれ以外の者の委託を受けて行う分析に関する事項について規定する。

第２条　（用語）

この約款において用語の意義は，次に示すとおりとする。

1. 「事業所」とは，法第17条の18第１項に基づく経済産業大臣に届け出た業務規定に定める分析設備を有する「登録分析機関」として経済産業省に登録を行なった分析委託業務を行う事務所をいう。
2. 「分析員」とは，消防法（昭和23年法律第186号）第13条の２の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者であって，分析業務を行う者をいう。
3. 「委託者」とは，揮発油生産業者，揮発油輸入業者，揮発油加工業者，軽油生産業者，軽油輸入業者，軽油加工業者，灯油生産業者，灯油輸入業者，灯油加工業者，重油生産業者，重油輸入業者，重油加工業者，及びそれ以外の者であって，この約款の内容を承認し，協会に対し規則に規定する分析を委託した者をいう。
4. 「委託事業場」とは，揮発油販売業者，揮発油生産業者，揮発油輸入業者，揮発油加工業者，軽油生産業者，軽油輸入業者，軽油加工業者，灯油生産業者，灯油輸入業者，灯油加工業者，重油生産業者，重油輸入業者，重油加工業者が，協会に法第17条の３第２項及び法第17条の４第３項（法第17条の８（軽油），法第17条の10（灯油），又は法17条の12（重油）において準用する場合を含む。）に規定する分析の委託をした事業場をいう。
5. 「その他事業場」とは，協会に前（4）号に規定する分析業務以外の分析業務を委託した事業場をいう。
6. 「分析試料」とは，委託契約に基づき分析を委託された揮発油等の試料をいう。
7. 「規格適合確認」（規則第17条）とは，委託者が当該揮発油等が揮発油等の規格に適合していることを確認するために行う分析をいう（本約款第15条参照）。
8. 「本船試料分析」とは，揮発油等の運搬船（タンカー）の貨物槽より採取された分析試料について行う分析である。
9. 「貯蔵タンク試料分析」とは，貯蔵タンクより採取された分析試料について行う分析である。
10. 「分析委託契約申込書」**（様式１）**とは，委託者と協会との間で締結する分析委託契約についての申込書をいう。
11. 「分析委託契約書」**（様式６）**とは，委託者と協会との間で締結した分析委託に関する契約書をいう。
12. 「分析委託申込書」**（様式２）**とは，前（11）項の分析委託契約を締結した委託者が，タンクの１回転ごと，ロットごと，若しくは本船ごとに分析を委託するための申込書をいう。
13. 「委託契約変更書」**（様式３）**とは，委託者が分析委託契約の記載事項に変更のあるとき，協会に提出するための書類をいう。
14. 「委託契約解約書」**（様式４）**とは，委託者が分析委託契約を解約しようとするとき，協会に提出するための書類をいう。

第３条　（分析の内容）

協会が受託する分析は，以下のとおりとする。

1. 規則第10条第１項各号に規定する揮発油規格，規則第22条第１項各号に規定する軽油規格，規則第27条第１項各号に規定する灯油規格及び規則第32条第１項各号に規定する重油規格についての規格適合確認に係わる分析
2. 規則第20条各項に規定する標準揮発油，規則第23条第１項各号に規定する標準軽油，規則第28条第１項各号に規定する標準灯油及び規則第37条７～9号又は規則第42条4～6号に規定する重油の品質確認に係わる分析

第４条　（委託契約の申込み）

1. 協会に対する委託契約の申込みは，「分析委託契約申込書」**（様式１）**により行う。この時，委託者の申し出により，分析委託契約書**（様式６）**を取り交わすことができる。
2. 分析委託の申込みは，タンクの一回転ごと，ロットごと，若しくは本船ごとに「分析委託申込書」**（様式２）**によって行う。
3. 委託者が協会に分析委託申込書を提出し，協会がそれを受領した時点で，タンクの１回転ごと，ロットごと若しくは本船ごとに分析委託契約が締結されたものとして，協会は分析委託を受嘱する。

第５条　（委託料及び徴収方法）

1. 委託料は，別途定める分析料金表に従い，分析委託業務の実施に必要な費用を負担するものとする。消費税についても，課税対象金額に応じて支払うものとする。
2. 委託料は分析を行う以前に，現金又は協会が指定した銀行口座へ送金するものとする。

第６条　（委託期間）

1. 委託契約の有効期間は，契約締結の日より向う１ヵ年間とする。但し，委託契約期間満了30日前までに，委託者あるいは協会の何れか一方よりその相手方に対し，書面を以てする別段の意思表示がないときは，委託契約は同一条件にて更に向こう１年間更新し，その後も同様とする。
2. 前項に係わらず委託者又は協会は，３ヵ月以上の予告期間をもって委託契約を解除することができる。

第７条　（契約の変更）

1. 委託者は，「分析委託契約」に記載された委託者の氏名又は法人の名称，住所（住居表示を含む。）又は所在地，郵便番号，電話番号等の記載事項に変更が生じたときは，速やかにその旨を記載した「委託契約変更書」**（様式３）**を提出するものとする。
2. 前項の「委託契約変更書」を提出し，協会が受理することにより，「分析委託契約書」に記載されている当該の事項を読み換え，変更後も本約款及び委託契約が適用される。

第８条　（契約の更新）

分析委託契約の期間満了の日の１ヵ月前までに委託者から契約内容の変更又は解約について申し出のないときは，本契約は同一条件にて更に向こう１年間更新し，その後も同様とする。

第９条　（契約の解約）

1. 委託者が委託契約を解約しようとするときは，協会に対して速やかにその旨を記載した「委託契約解約書」**（様式４）**を提出するものとする。
2. 協会は，分析試料の採取あるいは分析証明書の取り扱い等において委託者に信頼関係を阻害する行為があったときは，契約を解約することができる。

第10条　（事業所の所在地と対象項目）

分析を行う事業所は，協会が所有している４ヶ所の分析施設とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 理化学分析センター （横浜）
 | ： | 登録分析機関（強制規格）及び標準規格分析機関（標準規格）〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦１丁目14番地２号電話 045-772-1522 （ファックス 045-772-1533） |
| 1. 大阪理化学分析センター（大阪）
 | ： | 登録分析機関（強制規格）及び標準規格分析機関（標準規格）〒559-0033 大阪府大阪市住之江区南港中６丁目２番47号電話 06-6612-1777 （ファックス 06-6612-0857） |
| 1. 理化学分析センター 石狩分室
 | ： | 登録分析機関（強制規格）及び標準規格分析機関（標準規格）〒061-3242北海道石狩市新港中央４丁目２番地２号電話 0133-60-4868 （ファックス 0133-60-4988） |
| 1. 理化学分析センター 苫小牧分室
 | ： | 登録分析機関（強制規格）のみ〒053-0005 北海道苫小牧市元中野町２丁目２番地15号電話0144-32-5445 （ファックス 0144-32-5474） |

第11条　（分析業務時間）

業務時間は，原則として，月曜日から金曜日までは９時から17時とし，土曜日は９時から12時とする。ただし，至急を要する場合はこの限りでない。

第12条　（業務の休日）

業務の休日は，次のとおりとする。

1. 毎日曜日
2. 年末30日・31日，年始２日から４日
3. 国民の祝日
4. 国民の祝日に関する法律第３条第３項の日（５月４日）

 但し，

1. 日曜日と第（3）項が重複する場合は翌日を繰延休日とする。
2. 日曜日及び但し書 1）号の繰延休日と第（2）項が重複する場合は１休日とする。

第13条　（分析試料の採取と搬入）

1. 分析試料の採取は，揮発油等が販売又は消費或いは使用されるまでの間に異なる品質の揮発油等と混合を生じる恐れがない段階において行うものとする。
2. 協会は，委託者の要請により，前項で述べた段階で，タンクの１回転ごと，ロットごと若しくは本船ごとに分析試料を採取するものとする。
3. 協会の分析試料の採取に係る費用は委託者の負担とし，その費用は別に定める。
4. 委託者が分析試料を採取したときは，委託者が分析試料を事業所に持込むものとし，それに係る費用は委託者の負担とする。

第14条　（分析項目）

協会が受託する当該契約に関連した分析項目は，次に示す通りである。

1. 揮発油

規則第10条第１項各号（揮発油規格：強制８項目）及び規則第20条第２項各号（標準揮発油の基準：標準規格）に規定される下表に示す項目とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 分析項目 | 目的 |
| 規格分析（強制規格） | 標準規格分析（標準規格） |
| 1. 鉛
 | ○ | ○ |
| 1. 硫黄分
 | ○ | ○ |
| 1. ＭＴＢＥ
 | ○ | ○ |
| 1. ベンゼン
 | ○ | ○ |
| 1. 灯油混入
 | ○ | ○ |
| 1. メタノール
 | ○ | ○ |
| 1. エタノール
 | ○ | ○ |
| 1. 酸素量
 | ○ | ○ |
| 1. 実在ガム
 | ○ | ○ |
| 1. 色
 | ○ | ○ |
| 1. オクタン価
 | － | ○ |
| 1. 密度
 | － | ○ |
| 1. 蒸留性状
 | － | ○ |
| 1. 銅板腐食
 | － | ○ |
| 1. 蒸気圧
 | － | ○ |
| 1. 酸化安定度
 | － | ○ |

1. 軽油

規則第22条各項（軽油規格：強制9項目）及び規則第23条第１項各号（標準軽油の基準：標準規格）に規定される下表に示す項目とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 分析項目 | 目的 |
| 規格分析（強制規格） | 標準規格分析（標準規格） |
| 1. 硫黄分
 | ○ | ○ |
| 1. セタン指数
 | ○ | ○ |
| 1. 蒸留性状（90％留出温度）
 | ○ | ○ |
| 1. トリグリセリド
 | ○ | ○ |
| 1. 脂肪酸メチルエステル
 | ○ | ○ |
| 1. メタノール
 | － | － |
| 1. 酸価
 | － | － |
| 1. ギ酸，酢酸及びプロピオン酸
 | － | － |
| 1. 酸価の増加
 | － | － |
| 1. 引火点
 | － | ○ |
| 1. 流動点
 | － | ○ |
| 1. 目詰り点
 | － | ○ |
| 1. 10％残留炭素
 | － | ○ |
| 1. 動粘度
 | － | ○ |

1. FAME混合軽油

規則第22条各項（軽油規格：強制9項目）及び規則第23条第１項各号（標準軽油の基準：標準規格）に規定される下表に示す項目とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 分析項目 | 目的 |
| 規格分析（強制規格） | 標準規格分析（標準規格） |
| 1. 硫黄分
 | ○ | ○ |
| 1. セタン指数
 | ○ | ○ |
| 1. 蒸留性状（90％留出温度）
 | ○ | ○ |
| 1. トリグリセリド
 | ○ | ○ |
| 1. 脂肪酸メチルエステル
 | ○ | ○ |
| 1. メタノール
 | ○ | ○ |
| 1. 酸価
 | ○ | ○ |
| 1. ギ酸，酢酸及びプロピオン酸
 | ○ | ○ |
| 1. 酸価の増加
 | ○ | ○ |
| 1. 引火点
 | － | ○ |
| 1. 流動点
 | － | ○ |
| 1. 目詰り点
 | － | ○ |
| 1. 10％残留炭素
 | － | ○ |
| 1. 動粘度
 | － | ○ |

1. 灯油

規則第27条第１項各号（灯油規格：強制３項目）及び規則第28条第１項各号（標準灯油の基準：標準規格）に規定される下表に示す項目とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 分析項目 | 目的 |
| 規格分析（強制規格） | 標準規格分析（標準規格） |
| 1. 硫黄分
 | ○ | ○ |
| 1. 引火点
 | ○ | ○ |
| 1. 色（セーボルト色）
 | ○ | ○ |
| 1. 蒸留性状
 | － | ○ |
| 1. 煙点
 | － | ○ |
| 1. 銅板腐食
 | － | ○ |

1. 重油

規則第32条第１項各号（重油規格：強制２項目）及び規則第37条７～9号又は規則第42条4～6号（重油の品質証明：交付書面記載項目）に規定される下表に示す項目とする

|  |  |
| --- | --- |
| 分析項目 | 目的 |
| 規格分析（強制規格） | 品質証明分析（書面記載項目） |
| 1. 硫黄分
 | ○ | ○ |
| 1. 反応（無機酸）
 | ○ | ○ |
| 1. 密度
 | － | ○ |

第15条　（分析の方法）

1. 揮発油等の分析は，分析委託申込書に記載の委託事業場又はその他事業場において，第14条の試料採取方法に基づいて採取された揮発油等の分析試料について行うものとする。
2. 分析試料は，事業所に搬入された後，速やかに分析するものとし，分析を行うまでの間はその成分及び性状が変化しないよう措置する。
3. 分析試料の分析は，以下の規則各条に規定された分析項目について行う。

 ① 規則第10条（揮発油規格），② 規則第22条（軽油規格），③ 規則第27条（灯油規格）

 ④ 規則第32条（重油規格）　，⑤ 規則第20条（標準揮発油），⑥ 規則第23条（標準軽油）

⑦ 規則第28条（標準灯油）　，⑧ 規則第37条（品質証明重油）

1. 規格分析項目

規格分析項目（①～④）については，規則第53条に規定する別表第5の上欄に掲げる分析区分に応じ，同表中欄に掲げる試験方法により，同表下欄に掲げる分析業務に従って試験を行う。

1. 標準規格項目

標準規格項目及び品質証明項目（⑤～⑧）については，⑤～⑧に示す規則各条が規定する試験方法により，試験法が規定する分析設備を用いて分析を行う。

第16条　（分析結果の通知）

協会は，契約に基づく分析終了後，分析結果を速やかに別途定める様式により当該委託者に通知する。

第17条　（再分析）

分析結果について疑義がある委託者は，再分析を受けることができる。

第18条　（守秘義務）

1. 協会役員及び職員（センター長等および分析員を含む）は，業務上知り得た事項を他に洩らしてはならない。
2. ただし，法第20条第１項の規定に基づく，経済産業大臣に対する報告を行う場合を除く。

（捕捉）

第19条　　この約款に定めのない事項について疑義が生じたときは，協会と委託者の協議の上，解決するものとする。

第20条　　協会及び委託者は，ともにこの委託に係る債権債務を第三者に貸与又は譲渡することはできない。

第 21 条　　この約款は，2019年5月22日より発効する。

様式６

200円

印紙

押印

**揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく**

 **分析委託契約書** （総括契約）

 （以下，「甲」という。）と 一般社団法人 日本海事検定協会（以下，「乙」という。）とは，次の条項により分析委託契約を締結する。

第１条　（目的）

この分析委託契約（以下「契約」という。）は，乙が甲の委託を受けて行う揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号，以下 「法律」という。）に基づく分析に係る業務（以下，「分析業務」という。）に関する事項について規定する。

第２条　（分析約款）

分析委託契約に基づく分析業務は，乙が別途定める分析委託約款（以下，「約款」という。）に従って行なう。甲は，本契約による分析業務が約款に従って行なわれることを了承する。

第３条　（必要事項の通知等）

甲は，委託分析業務の実施に必要な事項を乙に通知するものとする。

第４条　（対象事業場）

　約款に示す委託事業場及びその他事業場とする。

第５条　（油種及び分析項目）

1. 本契約で適用される石油製品は，法律第１条で定められた「揮発油」，「軽油」，「灯油」及び「重油」である。
2. それら揮発油等の石油製品に適用される規格及び基準は以下に示すものとする。
	* 1. 「揮発油」
			1. 規則第10条で定められた揮発油規格 （強制規格）
			2. 規則第20条第２項（揮発油１号）及び第３条（揮発油２号）で定められた標準揮発油の基準 （標準規格）
		2. 「軽油」
			1. 規則第22条で定められた軽油規格 （強制規格）
			2. 規則第23条で定められた標準軽油の基準 （標準規格）
		3. 「灯油」
			1. 規則第27条で定められた灯油規格 （強制規格）
			2. 規則第28条で定められた標準灯油の基準 （標準規格）
		4. 「重油」
			1. 規則第32条で定められた重油規格 （強制規格）
			2. 規則第37条及び規則第42条で要求される重油品質（品質証明書面記載項目）
3. 前項の石油製品に適用される分析項目は約款に示すものとする。

第６条　（試料採取と収集方法）

1. 分析試料の採取は，揮発油等が販売又は消費(使用)されるまでの間に異なる品質の揮発油等と混合を生じる恐れがない段階において行なうものとする。
2. 乙は，甲の要請により，前項で述べた段階で，陸上タンクの１回転ごと，ロットごと若しくは本船ごとに分析試料を採取するものとする。
3. 甲の依頼によって乙が行なう分析試料の採取に係る費用は甲の負担とし，その費用は別に定める。また，甲が分析試料を採取したときは，甲がその試料を事業所に持込むものとし，それに係る費用は甲の負担とする。

第７条　（分析結果）

　乙は，分析終了後，分析結果を速やかに別途定める様式により，甲に通知する。

第８条　（委託金額）

　甲は，乙に対し，別途定める分析料金表に従い，委託分析業務の実施に必要な費用を負担するものとする。消費税についても，課税対象金額に応じて支払うものとする。

第９条　（本契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は， 年 月 日より向う１ヵ年間とする。
2. 前項に係わらず甲又は乙は，３ヵ月以上の予告期間をもって本契約を解除することができる。
3. 甲あるいは乙の何れか一方よりその相手方に対し，書面を以ってする別段の意思表示がないときは，委託契約は同一条件にて更に向う１ヵ年間更新し，その後も同様とし，契約は継続するものとする。

第10条　（債権及び債務）

　甲及び乙は，この契約によって生ずる債権又は債務を第三者に譲渡し，または承継してはならない。

第11条　（分析委託約款の変更）

　本契約の有効期間中において，分析委託約款を変更した場合は，乙は甲に通知するものとする。

第12条　（守秘義務）

　乙は，甲の許可を得ないで委託分析業務の内容を公開してはならず，また，分析業務の処理上知り得た事項を他に洩らしてはならない。

第13条　（契約書の解釈）

　この契約の内容については解釈上疑義を生じた場合，または契約に定められていない事項については，甲乙協議のうえ決定する。

　この契約を証するため，本契約書を２通作成し，双方記名捺印のうえ，甲乙それぞれ１通を保有する。

 年 月 日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （甲） |  |  | 〒 |
| 住所 |  |  |
| 名称 |  |   |
| 代表者 |  |  |
| （乙） |  |  |  |
|  |  | 〒 236-0003 |
| 住所 |  | 神奈川県横浜市金沢区幸浦 １丁目１４番２号 |
| 名称 |  | 一般社団法人 日本海事検定協会 理化学分析センター |
| 代表者 |  | センター長 印 |

様式６

200円

印紙

押印

**揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく**

 **分析委託契約書** （総括契約）

 （以下，「甲」という。）と 一般社団法人 日本海事検定協会（以下，「乙」という。）とは，次の条項により分析委託契約を締結する。

第１条　（目的）

この分析委託契約（以下「契約」という。）は，乙が甲の委託を受けて行う揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号，以下 「法律」という。）に基づく分析に係る業務（以下，「分析業務」という。）に関する事項について規定する。

第２条　（分析約款）

分析委託契約に基づく分析業務は，乙が別途定める分析委託約款（以下，「約款」という。）に従って行なう。甲は，本契約による分析業務が約款に従って行なわれることを了承する。

第３条　（必要事項の通知等）

甲は，委託分析業務の実施に必要な事項を乙に通知するものとする。

第４条　（対象事業場）

　約款に示す委託事業場及びその他事業場とする。

第５条　（油種及び分析項目）

1. 本契約で適用される石油製品は，法律第１条で定められた「揮発油」，「軽油」，「灯油」及び「重油」である。
2. それら揮発油等の石油製品に適用される規格及び基準は以下に示すものとする。
	* 1. 「揮発油」
			1. 規則第10条で定められた揮発油規格 （強制規格）
			2. 規則第20条第２項（揮発油１号）及び第３条（揮発油２号）で定められた標準揮発油の基準 （標準規格）
		2. 「軽油」
			1. 規則第22条で定められた軽油規格 （強制規格）
			2. 規則第23条で定められた標準軽油の基準 （標準規格）
		3. 「灯油」
			1. 規則第27条で定められた灯油規格 （強制規格）
			2. 規則第28条で定められた標準灯油の基準 （標準規格）
		4. 「重油」
			1. 規則第32条で定められた重油規格 （強制規格）
			2. 規則第37条及び規則第42条で要求される重油品質（品質証明書面記載項目）
3. 前項の石油製品に適用される分析項目は約款に示すものとする。

第６条　（試料採取と収集方法）

1. 分析試料の採取は，揮発油等が販売又は消費(使用)されるまでの間に異なる品質の揮発油等と混合を生じる恐れがない段階において行なうものとする。
2. 乙は，甲の要請により，前項で述べた段階で，陸上タンクの１回転ごと，ロットごと若しくは本船ごとに分析試料を採取するものとする。
3. 甲の依頼によって乙が行なう分析試料の採取に係る費用は甲の負担とし，その費用は別に定める。また，甲が分析試料を採取したときは，甲がその試料を事業所に持込むものとし，それに係る費用は甲の負担とする。

第７条　（分析結果）

　乙は，分析終了後，分析結果を速やかに別途定める様式により，甲に通知する。

第８条　（委託金額）

　甲は，乙に対し，別途定める分析料金表に従い，委託分析業務の実施に必要な費用を負担するものとする。消費税についても，課税対象金額に応じて支払うものとする。

第９条　（本契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は， 年 月 日より向う１ヵ年間とする。
2. 前項に係わらず甲又は乙は，３ヵ月以上の予告期間をもって本契約を解除することができる。
3. 甲あるいは乙の何れか一方よりその相手方に対し，書面を以ってする別段の意思表示がないときは，委託契約は同一条件にて更に向う１ヵ年間更新し，その後も同様とし，契約は継続するものとする。

第10条　（債権及び債務）

　甲及び乙は，この契約によって生ずる債権又は債務を第三者に譲渡し，または承継してはならない。

第11条　（分析委託約款の変更）

　本契約の有効期間中において，分析委託約款を変更した場合は，乙は甲に通知するものとする。

第12条　（守秘義務）

　乙は，甲の許可を得ないで委託分析業務の内容を公開してはならず，また，分析業務の処理上知り得た事項を他に洩らしてはならない。

第13条　（契約書の解釈）

　この契約の内容については解釈上疑義を生じた場合，または契約に定められていない事項については，甲乙協議のうえ決定する。

　この契約を証するため，本契約書を２通作成し，双方記名捺印のうえ，甲乙それぞれ１通を保有する。

 年 月 日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （甲） |  |  | 〒 |
| 住所 |  |  |
| 名称 |  |   |
| 代表者 |  |  |
| （乙） |  |  |  |
|  |  | 〒559-0033 |
| 住所 |  | 大阪府大阪市住之江区南港中６丁目２番47号 |
| 名称 |  | 一般社団法人 日本海事検定協会 大阪理化学分析センター |
| 代表者 |  | センター長 印 |

様式６

200円

印紙

押印

**揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく**

 **分析委託契約書** （総括契約）

 （以下，「甲」という。）と 一般社団法人 日本海事検定協会（以下，「乙」という。）とは，次の条項により分析委託契約を締結する。

第１条　（目的）

この分析委託契約（以下「契約」という。）は，乙が甲の委託を受けて行う揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号，以下 「法律」という。）に基づく分析に係る業務（以下，「分析業務」という。）に関する事項について規定する。

第２条　（分析約款）

分析委託契約に基づく分析業務は，乙が別途定める分析委託約款（以下，「約款」という。）に従って行なう。甲は，本契約による分析業務が約款に従って行なわれることを了承する。

第３条　（必要事項の通知等）

甲は，委託分析業務の実施に必要な事項を乙に通知するものとする。

第４条　（対象事業場）

　約款に示す委託事業場及びその他事業場とする。

第５条　（油種及び分析項目）

1. 本契約で適用される石油製品は，法律第１条で定められた「揮発油」，「軽油」，「灯油」及び「重油」である。
2. それら揮発油等の石油製品に適用される規格及び基準は以下に示すものとする。
	* 1. 「揮発油」
			1. 規則第10条で定められた揮発油規格 （強制規格）
			2. 規則第20条第２項（揮発油１号）及び第３条（揮発油２号）で定められた標準揮発油の基準 （標準規格）
		2. 「軽油」
			1. 規則第22条で定められた軽油規格 （強制規格）
			2. 規則第23条で定められた標準軽油の基準 （標準規格）
		3. 「灯油」
			1. 規則第27条で定められた灯油規格 （強制規格）
			2. 規則第28条で定められた標準灯油の基準 （標準規格）
		4. 「重油」
			1. 規則第32条で定められた重油規格 （強制規格）
			2. 規則第37条及び規則第42条で要求される重油品質（品質証明書面記載項目）
3. 前項の石油製品に適用される分析項目は約款に示すものとする。

第６条　（試料採取と収集方法）

1. 分析試料の採取は，揮発油等が販売又は消費(使用)されるまでの間に異なる品質の揮発油等と混合を生じる恐れがない段階において行なうものとする。
2. 乙は，甲の要請により，前項で述べた段階で，陸上タンクの１回転ごと，ロットごと若しくは本船ごとに分析試料を採取するものとする。
3. 甲の依頼によって乙が行なう分析試料の採取に係る費用は甲の負担とし，その費用は別に定める。また，甲が分析試料を採取したときは，甲がその試料を事業所に持込むものとし，それに係る費用は甲の負担とする。

第７条　（分析結果）

　乙は，分析終了後，分析結果を速やかに別途定める様式により，甲に通知する。

第８条　（委託金額）

　甲は，乙に対し，別途定める分析料金表に従い，委託分析業務の実施に必要な費用を負担するものとする。消費税についても，課税対象金額に応じて支払うものとする。

第９条　（本契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は， 年 月 日より向う１ヵ年間とする。
2. 前項に係わらず甲又は乙は，３ヵ月以上の予告期間をもって本契約を解除することができる。
3. 甲あるいは乙の何れか一方よりその相手方に対し，書面を以ってする別段の意思表示がないときは，委託契約は同一条件にて更に向う１ヵ年間更新し，その後も同様とし，契約は継続するものとする。

第10条　（債権及び債務）

　甲及び乙は，この契約によって生ずる債権又は債務を第三者に譲渡し，または承継してはならない。

第11条　（分析委託約款の変更）

　本契約の有効期間中において，分析委託約款を変更した場合は，乙は甲に通知するものとする。

第12条　（守秘義務）

　乙は，甲の許可を得ないで委託分析業務の内容を公開してはならず，また，分析業務の処理上知り得た事項を他に洩らしてはならない。

第13条　（契約書の解釈）

　この契約の内容については解釈上疑義を生じた場合，または契約に定められていない事項については，甲乙協議のうえ決定する。

　この契約を証するため，本契約書を２通作成し，双方記名捺印のうえ，甲乙それぞれ１通を保有する。

 年 月 日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （甲） |  |  | 〒 |
| 住所 |  |  |
| 名称 |  |   |
| 代表者 |  |  |
| （乙） |  |  |  |
|  |  | 〒061-3242 |
| 住所 |  | 北海道石狩市新港中央４丁目２番地２号 |
| 名称 |  | 一般社団法人 日本海事検定協会 理化学分析センター 石狩分室 |
| 代表者 |  | 分室長 印 |

様式６

200円

印紙

押印

**揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく**

 **分析委託契約書** （総括契約）

 （以下，「甲」という。）と 一般社団法人 日本海事検定協会（以下，「乙」という。）とは，次の条項により分析委託契約を締結する。

第１条　（目的）

この分析委託契約（以下「契約」という。）は，乙が甲の委託を受けて行う揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号，以下 「法律」という。）に基づく分析に係る業務（以下，「分析業務」という。）に関する事項について規定する。

第２条　（分析約款）

分析委託契約に基づく分析業務は，乙が別途定める分析委託約款（以下，「約款」という。）に従って行なう。甲は，本契約による分析業務が約款に従って行なわれることを了承する。

第３条　（必要事項の通知等）

甲は，委託分析業務の実施に必要な事項を乙に通知するものとする。

第４条　（対象事業場）

　約款に示す委託事業場及びその他事業場とする。

第５条　（油種及び分析項目）

1. 本契約で適用される石油製品は，法律第１条で定められた「揮発油」，「軽油」，「灯油」及び「重油」である。
2. それら揮発油等の石油製品に適用される規格及び基準は以下に示すものとする。
	* 1. 「揮発油」
			1. 規則第10条で定められた揮発油規格 （強制規格）
			2. 規則第20条第２項（揮発油１号）及び第３条（揮発油２号）で定められた標準揮発油の基準 （標準規格）
		2. 「軽油」
			1. 規則第22条で定められた軽油規格 （強制規格）
			2. 規則第23条で定められた標準軽油の基準 （標準規格）
		3. 「灯油」
			1. 規則第27条で定められた灯油規格 （強制規格）
			2. 規則第28条で定められた標準灯油の基準 （標準規格）
		4. 「重油」
			1. 規則第32条で定められた重油規格 （強制規格）
			2. 規則第37条及び規則第42条で要求される重油品質（品質証明書面記載項目）
3. 前項の石油製品に適用される分析項目は約款に示すものとする。

第６条　（試料採取と収集方法）

1. 分析試料の採取は，揮発油等が販売又は消費(使用)されるまでの間に異なる品質の揮発油等と混合を生じる恐れがない段階において行なうものとする。
2. 乙は，甲の要請により，前項で述べた段階で，陸上タンクの１回転ごと，ロットごと若しくは本船ごとに分析試料を採取するものとする。
3. 甲の依頼によって乙が行なう分析試料の採取に係る費用は甲の負担とし，その費用は別に定める。また，甲が分析試料を採取したときは，甲がその試料を事業所に持込むものとし，それに係る費用は甲の負担とする。

第７条　（分析結果）

　乙は，分析終了後，分析結果を速やかに別途定める様式により，甲に通知する。

第８条　（委託金額）

　甲は，乙に対し，別途定める分析料金表に従い，委託分析業務の実施に必要な費用を負担するものとする。消費税についても，課税対象金額に応じて支払うものとする。

第９条　（本契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は， 年 月 日より向う１ヵ年間とする。
2. 前項に係わらず甲又は乙は，３ヵ月以上の予告期間をもって本契約を解除することができる。
3. 甲あるいは乙の何れか一方よりその相手方に対し，書面を以ってする別段の意思表示がないときは，委託契約は同一条件にて更に向う１ヵ年間更新し，その後も同様とし，契約は継続するものとする。

第10条　（債権及び債務）

　甲及び乙は，この契約によって生ずる債権又は債務を第三者に譲渡し，または承継してはならない。

第11条　（分析委託約款の変更）

　本契約の有効期間中において，分析委託約款を変更した場合は，乙は甲に通知するものとする。

第12条　（守秘義務）

　乙は，甲の許可を得ないで委託分析業務の内容を公開してはならず，また，分析業務の処理上知り得た事項を他に洩らしてはならない。

第13条　（契約書の解釈）

　この契約の内容については解釈上疑義を生じた場合，または契約に定められていない事項については，甲乙協議のうえ決定する。

　この契約を証するため，本契約書を２通作成し，双方記名捺印のうえ，甲乙それぞれ１通を保有する。

 年 月 日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （甲） |  |  | 〒 |
| 住所 |  |  |
| 名称 |  |   |
| 代表者 |  |  |
| （乙） |  |  |  |
|  |  | 〒053-0005 |
| 住所 |  | 北海道苫小牧市元中野町２丁目２番地15号 |
| 名称 |  | 一般社団法人 日本海事検定協会 理化学分析センター 苫小牧分室 |
| 代表者 |  | 分室長 印 |

様式１

**分析委託契約申込書**

|  |
| --- |
| 　この分析委託契約申込書は，揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づいて，揮発油等の分析を委託しようとする者が，一般社団法人 日本海事検定協会との間に締結する分析委託契約を申込むためのものである。 |

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）に基づき，一般社団法人 日本海事検定協会が定めた分析委託約款を承諾し，下記の内容の分析について委託契約を申し込みます。

|  |
| --- |
| 委託者記入欄 不要欄は線で消して下さい。番号は○印で囲んで下さい。 |
| １．分析委託契約申込者 |  〒 － |
|  所在地： |
|  会社名： |
|  部課名： |
|  電　話：（ ） － |
|  ＦＡＸ：（ ） － |
| 代表者： 印 |
|  Eメールアドレス： |
| ２．分析委託契約期限 |  年　 月　 日 から | （１ヵ年間） |
|  年　 月　 日 まで |
| ３．対象分析試料 | 1. 本船試料分析 2. 貯蔵タンク試料分析
 |
| ４．対象油種 | 1. 揮発油
 | 軽油 | 1. 灯油
 | 1. 重油
 |
| 1. FAME

混合軽油 |
| ５．貯蔵タンク設置場所 |  所在地： |
|  タンク： No. |
| ６．分析目的 | 1. 強制規格： 規格適合確認のための分析
 |
| 1. 標準規格： ＳＱマーク表示に関する分析
 |
| ７．分析試料採取者 | 1. 分析委託者
 |
| 1. 一般社団法人 日本海事検定協会

分析委託契約者は，別途，分析用試料の採取を依頼し，それに関わる費用を支払うものとする。 |
| ８．その他通信欄：（通関分析の要否，当事者分析申請，担当者など） |
| 分析実施者連絡先 | 一般社団法人 日本海事検定協会  |
| 理化学分析センター （横浜） TEL （045）772-1522 FAX （045）772-1533 |
| 石狩事務所 （石狩） TEL （0133）60-2900 FAX （0133）60-4800理化学分析センター 石狩分室 （石狩） TEL （0133）60-4868 FAX （0133）60-4988 |
| 理化学分析センター 苫小牧分室 （苫小牧） TEL （0144）32-5445 FAX （0144）32-5474 |
| 大阪理化学分析センター （大阪） TEL （06）6612-1777 FAX （06）6612-0857 |

様式２－１

**分析委託申込書（揮発油）**

|  |
| --- |
| 　この分析委託契約申込書は，揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づいて，揮発油等の分析を委託しようとする者が，一般社団法人 日本海事検定協会との間に締結する分析委託契約を申込むためのものである。 |

　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）に基づき，一般社団法人 日本海事検定協会が定めた分析委託約款を承諾し，下記の内容の分析について委託契約を申し込みます。

|  |
| --- |
| 委託者記入欄 不要欄は線で消して下さい。番号は○印で囲んで下さい。 |
| １．分析委託申込者 |  〒 － |
|  所在地： |
|  会社名： |
|  部課名： |
|  電　話：（ 　　　　） － |
|  ＦＡＸ：（ 　 　　　） － |
| 担当者： 印  |
| Ｅメールアドレス： |
| ２．分析委託契約期限 |  年 　　　月　 　 　日 まで |
| ３．分析委託申込日 |  年　 　　 月 　　　日 |
| ４．本船入港予定日 |  年　 　　 月　 　　日 |
| ５．本船入港地 |  　 　 　　県 （ 港） |
| ６．対象分析試料 | 1. 本船試料分析 2. 貯蔵タンク試料分析
 |
| ７．船名及び貨物艚 |  船名： |
|  船艚： |
| ８．貯蔵タンク設置場 |  所在地： |
|  タンク： No. |
| ９．分析目的 | 1. 強制規格：　規格適合確認のための分析
 |
| 1. 標準規格：　ＳＱマーク表示に関する分析
 |
| 10．分析試料採取者 | 1. 分析委託者
 |
| 1. 一般社団法人 日本海事検定協会

分析委託契約者は，別途，分析用試料の採取を依頼し，それに関わる費用を支払うものとする。 |
| 11．通関分析の要否： 　　揮発油  | （○で囲って下さい） |
|  |  |  |
| 12．その他通信欄： |
| 分析実施者連絡先 | 一般社団法人 日本海事検定協会  |
| 理化学分析センター （横浜） TEL （045）772-1522 FAX （045）772-1533 |
| 大阪理化学分析センター （大阪） TEL （06）6612-1777 FAX （06）6612-0857 |

様式２－２

**分析委託申込書**

**軽油（FAME非混合，FAME混合共通）**

|  |
| --- |
| 　この分析委託契約申込書は，揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づいて，揮発油等の分析を委託しようとする者が，一般社団法人 日本海事検定協会との間に締結する分析委託契約を申込むためのものである。 |

　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）に基づき，一般社団法人 日本海事検定協会が定めた分析委託約款を承諾し，下記の内容の分析について委託契約を申し込みます。

|  |
| --- |
| 委託者記入欄 不要欄は線で消して下さい。番号は○印で囲んで下さい。 |
| １．分析委託申込者 |  〒 － |
|  所在地： |
|  会社名： |
|  部課名： |
|  電　話：（ 　　　　） － |
|  ＦＡＸ：（ 　　　　） － |
|  担当者： 印 |
|  Ｅメールアドレス： |
| ２．分析委託契約期限 |  年 　　　月　　 　日まで |
| ３．分析委託申込日 |  年　 　　 月 　　 　日 |
| ４．本船入港予定日 |  年　 　　 月　 　 　日 |
| ５．本船入港地 |  　 　 　　県 （ 港） |
| ６．対象分析試料 | 1. 本船試料分析 2. 貯蔵タンク試料分析
 |
| ７．対象軽油種類 | 1. 軽油 2. FAME混合軽油
 |
| ８．船名及び貨物艚 |  船名： |
|  船艚： |
| ９．貯蔵タンク設置場 |  所在地： |
|  タンク： No. |
| 10．分析目的 | 1. 強制規格：　規格適合確認のための分析
 |
| 1. 標準規格：　ＳＱマーク表示に関する分析
 |
| 11．分析試料採取者 | 1. 分析委託者
 |
| 1. 一般社団法人 日本海事検定協会

分析委託契約者は，別途，分析用試料の採取を依頼し，それに関わる費用を支払うものとする。 |
| 12．通関分析の要否： 　軽油  | （○で囲って下さい） |
|  |  |
| 12．その他通信欄： |
| 分析実施者連絡先 | 一般社団法人 日本海事検定協会  |
| 理化学分析センター （横浜） TEL （045）772-1522 FAX （045）772-1533 |
| 大阪理化学分析センター （大阪） TEL （06）6612-1777 FAX （06）6612-0857 |

様式２－３

**分析委託申込書（灯油）**

|  |
| --- |
| 　この分析委託契約申込書は，揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づいて，揮発油等の分析を委託しようとする者が，一般社団法人 日本海事検定協会との間に締結する分析委託契約を申込むためのものである。 |

　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）に基づき，一般社団法人 日本海事検定協会が定めた分析委託約款を承諾し，下記の内容の分析について委託契約を申し込みます。

|  |
| --- |
| 委託者記入欄 不要欄は線で消して下さい。番号は○印で囲んで下さい。 |
| １．分析委託申込者 |  〒 － |
|  所在地： |
|  会社名： |
|  部課名： |
|  電　話：（ 　　　　） － |
|  ＦＡＸ：（ 　　　　） － |
|  担当者： 印 |
|  Ｅメールアドレス： |
| ２．分析委託契約期限 |  年 　　　月　 　 　日 まで |
| ３．分析委託申込日 |  年　 　　 月 　　　日 |
| ４．本船入港予定日 |  年　 　　 月　 　　日 |
| ５．本船入港地 |  　 　 　　県 （ 港） |
| ６．対象分析試料 | 1. 本船試料分析　　2. 貯蔵タンク試料分析
 |
| ７．船名及び貨物艚 |  船名： |
|  船艚： |
| ８．貯蔵タンク設置場 |  所在地： |
|  タンク： No. |
| ９．分析目的 | 1. 強制規格：　規格適合確認のための分析
 |
| 1. 標準規格：　ＳＱマーク表示に関する分析
 |
| 10．分析試料採取者 | 1. 分析委託者
 |
| 1. 一般社団法人 日本海事検定協会

分析委託契約者は，別途，分析用試料の採取を依頼し，それに関わる費用を支払うものとする。 |
| 11．通関分析の要否： 　灯油  | （○で囲って下さい） |
|  |  |  |
| 12．その他通信欄： |
| 分析実施者連絡先 | 一般社団法人 日本海事検定協会  |
| 理化学分析センター （横浜） TEL （045）772-1522 FAX （045）772-1533 |
| 石狩事務所 （石狩） TEL （0133）60-2900 FAX （0133）60-4800理化学分析センター 石狩分室 （石狩） TEL （0133）60-4868 FAX （0133）60-4988 |
| 理化学分析センター 苫小牧分室 （苫小牧） TEL （0144）32-5445 FAX （0144）32-5474 |
| 大阪理化学分析センター （大阪） TEL （06）6612-1777 FAX （06）6612-0857 |

様式２－4

**分析委託申込書（重油）**

|  |
| --- |
| 　この分析委託契約申込書は，揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づいて，揮発油等の分析を委託しようとする者が，一般社団法人 日本海事検定協会との間に締結する分析委託契約を申込むためのものである。 |

　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）に基づき，一般社団法人 日本海事検定協会が定めた分析委託約款を承諾し，下記の内容の分析について委託契約を申し込みます。

|  |
| --- |
| 委託者記入欄 不要欄は線で消して下さい。番号は○印で囲んで下さい。 |
| １．分析委託申込者 |  〒 － |
|  所在地： |
|  会社名： |
|  部課名： |
|  電　話：（ 　　　　） － |
|  ＦＡＸ：（ 　　　　） － |
|  担当者： 印 |
|  Ｅメールアドレス： |
| ２．分析委託契約期限 |  年 　　　月　　 　日まで |
| ３．分析委託申込日 |  年　 　　 月 　　 　日 |
| ４．本船入港予定日 |  年　 　　 月　 　 　日 |
| ５．本船入港地 |  　 　 　　県 （ 港） |
| ６．対象分析試料 | 1. 重油（燃料油） 2. 軽油（重油と同じ用途に用いるもの）
 |
| ７．分析試料（重油）の製品名 |  |
| ７．船名及びタンク（燃料槽） |  船名： |
| タンク（燃料槽）： |
| ８．貯蔵タンク設置場 |  所在地： |
|  タンク： No. |
| ９．分析目的 | 1. 強制規格　　：　規格適合確認のための分析
 |
| 1. 品質証明項目：　品質証明書面交付に係る分析
 |
| 10．分析試料採取者 | 1. 分析委託者
 |
| 1. 一般社団法人 日本海事検定協会

分析委託契約者は，別途，分析用試料の採取を依頼し，それに関わる費用を支払うものとする。 |
| 11．その他通信欄： |
| 分析実施者連絡先 | 一般社団法人 日本海事検定協会  |
| 理化学分析センター （横浜） TEL （045）772-1522 FAX （045）772-1533 |
| 大阪理化学分析センター （大阪） TEL （06）6612-1777 FAX （06）6612-0857 |

様式３

委託契約変更書

|  |
| --- |
| 　この分析委託契約申込書は，揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づいて，揮発油等の分析を委託しようとする者が，一般社団法人 日本海事検定協会との間に締結する分析委託契約を申込むためのものである。 |

分析委託約款第７条第１項の規定により，次のとおり締結した契約事項の変更を届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 分析委託契約者 |  〒 － |
|  所在地： |
|  会社名： |
|  部課名： |
|  代表者： 　 印 |
|  電　話：（　　　 　） － |
|  ＦＡＸ：（　　　 　） － |

|  |  |
| --- | --- |
| 変更項目 | 内容 |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 分析実施者連絡先 | 一般社団法人 日本海事検定協会  |
| 理化学分析センター （横浜） TEL （045）772-1522 FAX （045）772-1533 |
| 石狩事務所 （石狩） TEL （0133）60-2900 FAX （0133）60-4800理化学分析センター 石狩分室 （石狩） TEL （0133）60-4868 FAX （0133）60-4988 |
| 理化学分析センター 苫小牧分室 （苫小牧） TEL （0144）32-5445 FAX （0144）32-5474 |
| 大阪理化学分析センター （大阪） TEL （06）6612-1777 FAX （06）6612-0857 |

様式４

委託契約解約書

|  |
| --- |
| 　この分析委託契約申込書は，揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づいて，揮発油等の分析を委託しようとする者が，一般社団法人 日本海事検定協会との間に締結する分析委託契約を申込むためのものである。 |

分析委託約款第９条第１項の規定により，次のとおり分析委託契約の解約を届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 分析委託契約者 |  〒 － |
|  所在地： |
|  会社名： |
|  部課名： |
|  電　話： （　　　　） － |
|  ＦＡＸ： （　　　　） － |
|  代表者： 　　　　 印 |

|  |
| --- |
|  解約事由： |

|  |  |
| --- | --- |
| 分析実施者連絡先 | 一般社団法人 日本海事検定協会  |
| 理化学分析センター （横浜） TEL （045）772-1522 FAX （045）772-1533 |
| 石狩事務所 （石狩） TEL （0133）60-2900 FAX （0133）60-4800理化学分析センター 石狩分室 （石狩） TEL （0133）60-4868 FAX （0133）60-4988 |
| 理化学分析センター 苫小牧分室 （苫小牧） TEL （0144）32-5445 FAX （0144）32-5474 |
| 大阪理化学分析センター （大阪） TEL （06）6612-1777 FAX （06）6612-0857 |

料金表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 揮発油 （自動車ガソリン） |  |  |
| 試験項目 | 規格分析（強制規格） | 標準規格分析（標準規格） |
| １ | 鉛 | 13,500 | 13,500 |
| ２ | 硫黄分 | 10,000 | 10,000 |
| ３ | メチルターシャリーブチルエーテル | 50,000 | 50,000 |
| ４ | ベンゼン |
| ５ | 灯油混入 |
| ６ | メタノール |
| ７ | エタノール |
| ８ | 酸素量 |
| ９ | 色 | 3,000 | 3,000 |
| 10 | 実在ガム | 9,000 | 9,000 |
| 11 | 密度 | - | 5,500 |
| 12 | 蒸留性状 | - | 8,000 |
| 13 | 銅板腐食 | - | 6,000 |
| 14 | 蒸気圧 | - | 11,000 |
| 15 | 酸化安定度 | - | 15,000 |
| 16 | オクタン価 ※ | - | 45,000 |
|  | 分析料金合計 | 85,500 | 176,000 |
|  |  |  | 消費税別途 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 灯油 |  |  |
| 試験項目 | 規格分析（強制規格） | 標準規格分析（標準規格） |
| １ | 硫黄分 | 10,000 | 10,000 |
| ２ | 引火点 | 6,000 | 6,000 |
| ３ | 色(セーボルト色) | 6,000 | 6,000 |
| ４ | 蒸留性状 | - | 8,000 |
| ５ | 銅板腐食 | - | 6,000 |
| ６ | 煙点 | - | 10,000 |
|  | 分析料金合計 | 22,000 | 46,000 |
|  |  |  | 消費税別途 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 軽油 |  |  |
| 試験項目 | 規格分析（強制規格） | 標準規格分析（標準規格） |
| １ | 硫黄分 | 10,000 | 10,000 |
| ２ | セタン指数 \* | 1,000 | 1,000 |
| ３ | 蒸留性状(90％留出温度) | 8,000 | 8,000 |
| ４ | トリグリセリド | 31,000 | 31,000 |
| ５ | 脂肪酸メチルエステル |
| ６ | 引火点 | - | 6,000 |
| ７ | 流動点 | - | 7,000 |
| ８ | 10％残留炭素 | - | 13,000 |
| ９ | 動粘度 | - | 7.000 |
| 10 | 目詰り点 | - | 13,000 |
|  | 分析料金合計 | 55,500 | 101,500 |
| \* セタン指数の算出に密度（5,500円）及び蒸留性状を実施いたします。 | 消費税別途 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| FAME混合軽油 |  |  |
| 試験項目 | 規格分析（強制規格） | 標準規格分析（標準規格） |
| １ | 硫黄分 | 10,000 | 10,000 |
| ２ | セタン指数 | 1,000 | 1,000 |
| ３ | 蒸留性状(90％留出温度) | 8,000 | 8,000 |
| ４ | トリグリセリド | 31,000 | 31,000 |
| ５ | 脂肪酸メチルエステル |
| ６ | メタノール | 32,000 | 32,000 |
| ７ | 酸価 | 8,000 | 8,000 |
| ８ | ぎ酸，酢酸及びプロピオン酸 | 22,000 | 22,000 |
| ９ | 酸化安定度（酸価の増加） | 40,500 | 40,500 |
| 10 | 引火点 | - | 6,000 |
| 11 | 流動点 | - | 7,000 |
| 12 | 10％残留炭素 | - | 13,000 |
| 13 | 動粘度 | - | 7,000 |
| 14 | 目詰り点 | - | 13,000 |
|  | 分析料金合計 | 158,000 | 204,000 |
| \* セタン指数の算出に密度（5,500円）及び蒸留性状を実施いたします。 | 消費税別途 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重油 |  |  |
| 試験項目 | 規格分析（強制規格） | 品質証明分析（書面記載項目） |
| １ | 硫黄分 | 10,000 | 10,000 |
| ２ | 反応 | 3,500 | 3,500 |
| ３ | 密度 | - | 5,500 |
|  | 分析料金合計 | 13,500 | 19,000 |
|  |  |  | 消費税別途 |

備考：

1. 日時指定など，特にお急ぎの場合には，割増料金（規定料金の10割以内）を申し受けます。
2. 分析を早朝，夜間，休日などに行なう場合，また，宿泊を要するときには必要経費を加算させて頂きます。
	1. 平日時間外料金

 6時00分～ 9時00分毎１時間につき， １人 2,500円

 17時00分～22時00分毎１時間につき， １人 2,500円

 22時00分～ 6時00分毎１時間につき， １人 3,000円

* 1. 土曜日，日曜日，祝祭日，年末年始（12月30日～1月4日）

 6時00分～22時00分毎１時間につき， １人 3,000円

 22時00分～ 6時00分毎１時間につき， １人 3,500円

分析試料の採取及び運搬に関する料金については，別途協議のうえ定めます。

以上